

県西地域調達情報

令和8年5月26日公表 調達番号:西26010号

件名:浮遊粒子状物質自動測定機の購入(環境科学センター)

見積書提出期限:令和8年6月4日(正午) 見積書提出場所:指導課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	浮遊粒子状物質自動測定機 (SPM計)	不問	別紙「浮遊粒子状物質自動測定機 (SPM計)購入仕様書」のとおり	—	1	台	令和8年12月18日	小田原市役所測定局 (小田原市荻窪300 小田原市役所1階)

特記事項

詳細は別紙「浮遊粒子状物質自動測定機(SPM計)購入仕様書」、別添「機器設置場所」のとおり。

浮遊粒子状物質自動測定機（SPM計）購入仕様書

1 物品の名称及び数量

浮遊粒子状物質自動測定機（SPM計） 1台

2 納入期限

令和8年12月18日（金）まで

※可能な限り発注後4か月以内の納入を目指すこと。

3 納入場所

小田原市役所測定局（小田原市荻窪300 小田原市役所1階）

※別添、測定機設置場所を参照

4 仕様

(1) 規格

ア 測定対象

浮遊粒子状物質（SPM）の1時間積算値

イ 測定原理

JIS B7954（2001）「大気中の浮遊粒子状物質自動計測器」に規定するベータ線吸収法

(2) 測定機の構成及び性能

ア 基本事項

次に定める構成及び性能を満足していること。

(ア) JIS B7954（2001）「大気中の浮遊粒子状物質自動計測器」

(イ) 「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」（平成22年3月 環境省水・大気環境局）

(ロ) 「環境大気常時監視実務推進マニュアル第三版」（公益社団法人 日本環境技術協会）

イ 電子データの記録保存

過去3か月以上の電子データを記録保存し、外部に取り出せる機能を有すること。

(3) テレメータ入出力

ア 接続方法

現行のテレメータ子局装置（㈱コベルコE&M製）への接続はデジタル接続とする。

イ 接続設定等

デジタル接続に必要な設定等については、別途、神奈川県環境科学センター所長（以下「所長」という。）が指示するように設定すること。

ウ 測定機状態信号出力

(ア) 状態監視信号として、電源断信号、異常値信号、調整中信号を出力する機能を有すること。

(イ) 測定機の記録計（電子データ記録装置を含む。）が停止した場合であっても、測

定値の子局への送信を継続する機能を有すること。

エ 測定機制御信号入力

(7) リセット信号

テレメータからのリセット信号により測定機はリセット動作を行うとともに、測定機の内部タイマをゼロに復帰させる機能を有すること。

(イ) 子局停止信号

テレメータ側から子局停止信号を受信した場合は、自己タイマでリセット動作を行う機能を有すること。

(4) その他

ア 筐体

転倒防止用のフックを筐体の上部後面側に2箇所に取り付けること。

イ 電源

単相交流100V $\pm$ 10%、周波数50Hzで動作し、電源コードのプラグ部はアース線を含む3芯型とする。

ウ 停電対策

(7) 電源復旧時に自動的に測定を再開する機能を有すること。

(イ) 測定機の内部タイマは1週間以上稼働する機能を有すること。

(ウ) 電源復旧時に、記録紙の時刻を自動送り補正する機能を有すること。

エ 附属品

標準附属品一式（LANケーブルを含む。）を添付すること。

5 仕様の確認

自動測定機の納入にあたり、上記「4 仕様」を満足していることを確認し、所長に任意様式による仕様確認結果書を提出すること。

6 据付等

(1) テレメータ子局装置への接続については、所長の指示の下、接続作業を行うこと。

(2) 測定機の設置方法

ア 測定機は、測定局の内部で、所長が指示する場所に設置すること。

イ 大気採取管は、大気採取導入口から外に出すこと。

ウ 局舎壁面に設置されている既存の金属ワイヤーを筐体上部後面側のフックに取り付けることにより転倒防止措置を講じること。

(3) 機器設置に係る費用

購入費用に含むものとする。（有料駐車場を利用する場合の駐車料金も含む。）

(4) 測定機の設置日程

測定機の据付、調整、テレメータ子局装置への接続作業については、事前に所長と協議し日程を決定する。

(5) 作業に当たっては、設置場所の利用者及び近隣住民等の迷惑にならないように必要な措置を講ずること。

(6) 作業に当たっては、人、周囲の建物及び設備等に被害若しくは損傷を与えないよう、

必要な措置を講ずること。万一損害を与えた場合は、直ちに所長に報告するとともに、販売者の責任において速やかに補償及び原状回復等の措置を、誠意を持って実施すること。

(7) 各作業場所は禁煙とする。

## 7 技術研修

所長が必要と認めた場合には、納入期限までに県及び測定機保守点検受託者に対し、当該機器の操作及び保守管理に必要な技術的な説明を行うこと。

## 8 提出書類

次の書類を提出すること。なお、各書類の電子データがある場合は、別途提出すること。また、日本語以外の書類には翻訳文を添付すること。

- (1) 仕様書 1部
- (2) 性能試験成績書 1部
- (3) 取扱説明書 1部（納入場所に配置）＋1部
- (4) 消耗品リスト 1部（交換周期・品番・金額がわかるもの。）

## 9 報告

完了時に作業報告書を1部作成し、所長に提出すること。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、契約後別途協議するものとする。

以上

別添 機器設置場所

小田原市役所測定局（小田原市荻窪 300 市役所 1 階）



周辺地図



測定局入口



測定局内部